

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道枝幸高等学校 令和4年（2022年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達のための SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し判断します）。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

枝幸高等学校 いじめ防止基本方針 の概要

本校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し対策組織を設置しています。いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、スマホなどを使用したいやがらせや、暴力行為に及ぶものもあり、学校だけでは対応が難しい場合もあります。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶ってしまったりと、深く傷つき悩んでいる生徒もいます。いじめの問題の対応は学校として大きな課題です。生徒たちが意欲をもち安心して高校生活を送れるよういじめ防止に向けた指導体制を定め、いじめ未然防止に取り組んでいます。

枝幸高等学校学校 いじめ未然防止委員 の役割や活動

生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成され、いじめの未然防止を図っています。また、学級担任や部活動顧問などだけで対応することなく教職員それぞれが役割を担い組織的に対応する校内体制を整えています。いじめ未然防止のため、学業指導、ホームルーム活動や教育相談の充実を図り、必要に応じて面談等を実施し、いじめの早期発見に取り組んでいます。いじめ行為が、軽度や短期間であっても本人の不安に寄り添い、対応し、生徒の安全確保の徹底を図ります。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮なく相談してください。また、相談窓口として、「いじめ未然防止委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の枝幸高等学校学校のいじめ未然防止委員会窓口は、管原（0163-62-1169）です。

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口に遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

A2 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、場合によっては専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メー ル）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メー ル）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
宗谷教育局教育相談電話（電 話）	0162-33-7630	



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

